

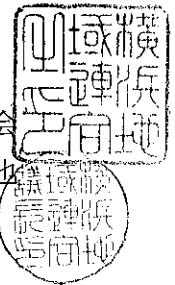
2020年6月8日

横浜市長

林 文子 様

日本労働組合総連合会神奈川県連合会

横浜地域連合 議長 高橋 卓也



新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う 経済支援策等に対する要請書

日ごろから貴職におかれましては、横浜市の発展にご尽力いただきとともに、横浜地域連合の様々な取り組みに対してご理解、ご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

令和2年4月7日に政府が発表した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」は、5月25日に残る1都3県（東京、神奈川、埼玉、千葉）と北海道が解除されました。

現在、感染者は大幅に減少していますが、完全に終息したわけではありません。従つて緊急事態宣言が解除されても、第2波、第3波の発生を抑制するべく、感染拡大防止の意識と行動を保った生活、すなわち「新たな日常」の常態化を目指していかなければならぬと考えます。

一方で、私たちが生き抜くには経済活動の回復を早急に実現しなければなりません。労働者や生活者、そして企業活動が大きなマイナス影響を受けており、特に中小企業、小規模事業者やいわゆる“労働弱者”の抱える課題は深刻です。また、医療機関、保健所、介護、保育、生活必需品販売などに関わる機関においても、未だに多くの課題を抱えており、これらを継続して払拭する必要があります。

緊急事態宣言期間中に落ち込んだ経済の影響は大きく、緊急事態宣言前の状況に近くにはかなりの時間と自治体からの絶大なる支援が必要不可欠と考えます。

連合は、労働相談で寄せられた多くの方々が直面する困難に向き合い、国や県に対し、減税、雇用調整助成金の拡大措置、生活確保・事業継続のための緊急措置等の要請を行ってきました。

国や県において支援策が検討され、徐々に実行に移される中、横浜地域連合では働く者や生活者の立場から、雇用・生活の安心・安定の確保に向けた市政の対応について要請書をまとめ、下記の通り提出いたします。

記

1. 労働者、生活者、経済困窮者への支援

①休業要請や外出自粛の煽りを受け、出勤停止や雇止めにより生活困難に陥る労働者が出ており、今後も増加する可能性がある。市は国や県が決定した支援策や市独自の支援内容について周知を徹底し、SNSの活用を含めた相談窓口での対応を行うこと。また、対象者に対して丁寧でわかりやすい説明と早急な対応を行うこと。

②有期雇用契約（パートタイム・契約・派遣など）で働く人々が職を失う事態となっている。市は、独自の生活支援策を充実させ、失職者等に対する最低限の生活確保のための収入支援、生活支援、再就職支援の強化を行うこと。また、市内で働く外国人労働者についても同様の支援を行うこと。

③仕事と生活（育児・介護・看護）の両立支援に関する相談をはじめとする、生活困窮や雇用・労働に関する相談窓口の対応について、SNSなども活用しつつ、必要に応じて土・日対応や増設を行うなど、対策強化をはかること。

2. 個人事業主、中小企業等への支援

①中小企業、小規模企業の倒産や事業縮小が懸念される深刻な状況にあるため、国や県が打ち出した各給付金等をはじめとする経済支援策について、可及的速やかに対応するとともに、市独自の支援策・対応も充実させること。また、経営安定資金の申請者に対して、弱い者の立場に立った対応をはかること。

3. 感染症拡大に伴うハラスメント等の防止対策

①新型コロナウイルスに感染した、あるいは感染が疑われる労働者に限らず、その同僚などに対するハラスメントや嫌がらせが起きている実態に鑑み、横浜市内の事業主に対し、今年6月施行予定のパワー・ハラスメントに関する雇用管理上の措置（改正労働施策総合推進法）について、確実な対応を促すこと。

②自宅で長時間過ごすことを強いられるストレスなどが、女性や子どもに対する暴力につながる危険性があることから、ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の対応を必要に応じて土・日対応や増設を行うなど、対策強化をはかること。

4. 医療従事者・保育士等、市民生活の社会機能維持をしている施設への支援

①医療機関・保健所・介護施設・保育施設・生活必需品販売店などの従事者に対し、感染防止体制支援（マスクや消毒液、防護服等の支援）とメンタルヘルスサポートの体制整備を引き続き徹底すること。

5. 児童生徒の学びの機会確保に対する支援

①休校などの煽りを受け、経済的に厳しい状況に陥った保護者に対して、給食費や教材費などの教育費に対する市費の補填について検討すること。

- ②今後の将来的な対応を見据え、オンライン活用による児童生徒の均等な学びの機会を確保するとともに、オンライン活用の家庭学習の格差に格段の配慮をすること。
- ③少人数指導加配教員や学習支援員等を増員し学習支援体制を強化すること。また、各校における柔軟な活用を認めること。
- ④マスク・消毒薬・非接触型体温計等の感染予防に関する物品の現物支給や必要な予算措置を行うこと。
- ⑤子どもたちの心のケアや保護者が相談できる体制を充実させるために、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置を拡充すること。

6. 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた情報発信

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、休業要請などの影響による市内の労働動向について把握し議題として定期的に情報発信すること。
- ②新型コロナウイルス感染症対策の長期対応を見据えた形での「拡大防止対策」について、子どもや高齢者までわかりやすく解説されたハンドブック（チラシ）を学校や高齢者施設をはじめ、広く市民に配布し対策と対応を継続するよう取り組みを行うこと。

以上